

## (2) カントリーレポート

タイ中央知的財産国際貿易裁判所：Jumpol Pinyosinwat

翻訳：今村哲也

### ・タイにおける知的財産権

#### A. 知的財産権の紛争処理：司法及び行政上の制度

1996年10月25日、タイは「1996年知的財産及び国際貿易裁判所の設立及び手続法に関する法律（IP&IT法）」を公布し、1997年12月1日に「中央知的財産国際貿易裁判所（CIPIT裁判所）」を設立した。CIPIT裁判所は大都市バンコク及びその他の5つの県において管轄権を有するとともに、これらの地域外で生じた事件に対する裁量権も有している。IP&IT法は、地方の知的財産国際貿易裁判所についても、管轄と場所を指定するものと規定し、これを設立する準備をしていた。しかし、現在まで、地方の知的財産国際貿易裁判所は設立されていない<sup>1</sup>。したがって、CIPIT裁判所は、全国において管轄権を有している<sup>2</sup>。

民事事件で、原告は被告の所在地を管轄する地方裁判所または行為の原因たる事実が発生した地を管轄する地方裁判所に訴訟を提起することができる。刑事事件において、原告は、犯罪がなされた地、申し立てられた地、あるいはなされたと考えられる地または被告人の居住地もしくは逮捕地もしくは警察当局が被告人を尋問した地を管轄する裁判所に訴訟を提起することができる。地方裁判所が事案についてCIPIT裁判所に通知するものとされ、その後、CIPIT裁判所が判決を行うために事案が移送される。

他方、知的財産局（DIP）は、知的財産権の問題を取り扱う行政上の組織であり、商業省の一部を構成する行政部である。特許部と商標部とはDIPにある政府内の各部門であり、特許および商標の審査と登録に従事する職員は、政府に所属する公務員である。手数料は下位の法律によって固定されており、官報において公布されなければならない省令により調整、削減あるいは放棄される場合がある<sup>3</sup>。

特許部では、発明の特許、意匠特許および小特許の出願を受理し、審査することを主たる業務としている。登録の手續の間に、利害関係人による登録に対する異議申立てがなされた場合、審査しなければならない場合がある。

特許部と同じく、商標部の主要な業務は、商標登録の出願を受理し、当該商標について登録査定をするか、拒絶査定をするのかを審査することである。出願された商標が登録の要件を満たすと認められた場合、商標部は出願を公告することになる。商標部における重要なその他の業務は、有効な商標検索の構築に関するものである。公衆または利害関係人

<sup>1</sup> 知的財産国際貿易裁判所設置法第6条参照

<sup>2</sup> 同上47条参照

<sup>3</sup> See World Intellectual Property Organization, Background Reading Material on the Intellectual Property System of Thailand, WIPO Publication No 686/TH(E) 97 (1993).

は、出願前に、自己の出願する商標が、利害関係を有するその他の商標と同一又は類似の商標であるかどうかを検索することができる<sup>4</sup>。1991年商標法6条3号および8条10号は、他人が登録した商標と同一又は類似の商標であることを、商標出願の拒絶または取消の要件としている<sup>5</sup>。

かかる要件に該当する場合、特許または商標の登録出願に対する決定又は命令について、特許委員会又は商標委員会に対し審判を請求することができる。これらの委員会は、一般的に行政組織における再審査部としての機能を果たしている。「特許委員会」は、商務担当国務次官を議長とし、内閣に指名された科学、工学、工業、工業意匠、農業、薬学、経済及び法律の分野における資格を有する12名以下の委員から構成される。委員のうち少なくとも6名は、民間から任命されなければならない<sup>6</sup>。一方、商標委員会は、議長を知的財産局長官として、司法審議会の事務局長又はその代理人、司法長官又はその代理人、及び内閣によって任命された8人以上12人以下の知的財産権又は商標に関する経験を有する法律又は商業分野の有識者により構成される。有識者のうち少なくとも3分の1は民間から選出されなければならない<sup>7</sup>。

特許委員会または商標委員会の決定に対してその通知の受領日より90日以内に裁判所に訴訟を提起することができる場合がある。裁判所による終局判決は、DIPおよび行政機関を拘束する。

## B. 判事と補助判事

1996年知的財産及び国際取引裁判所設置法は、備考部分において、次のように述べている。

「知的財産及び国際取引に関する事案は、刑法及び民法と異なる特徴を有している。これらの事案が、知的財産及び国際取引に関する事件の知識を有する有能な外部者も参加する裁判体により審理されるのであれば、審理手続きはより効率的でかつ適正なものになる・・・」

IP&IT法の重要な目的との関係で、CIPIT裁判所には、判事と補助判事の二つのタイプの裁判官が存在している。現在、CIPIT裁判所には29人の裁判官と127人の補助裁判官がい

---

<sup>4</sup> See id. 97-99

<sup>5</sup> 1991年商標法(B.E. 2534) 参照

「第6条 登録できる商標とは次に該当するものをいう。

- (1) 「識別性」のある商標
- (2) 本法に基づき禁止されていない商標
- (3) 他人が登録した商標と同一又は類似でない商標」

「第8条 次の1に該当する商標は、登録を認めないものとする。...

(10) 登録商標であるか否かを問わず、大臣の告示で定める著名商標と同一の標章、又は商品の所有者若しくは出所に関して公衆を混同させる虞のある商標に類似する標章...」

<sup>6</sup> 1979年特許法(B.E. 2522) 66条参照

<sup>7</sup> 1991年商標法(B.E. 2534) 94条参照

る<sup>8</sup>。裁判官ないし職業裁判官は、司法公務員法に基づく司法公務員から、国王により任命され、知的財産及び国際取引問題についての十分な知識を有していなければならない。

実際には、司法公務員委員会が、CIPIT 裁判所の判事を含む、裁判官の委嘱リストを用意し、決定をする。

補助裁判官も、職業裁判官と同様に、司法公務員法に基づく司法公務員委員会により選ばれた、知的財産及び国際取引問題について堪能な者について、国王が任命するものとされている。補助裁判官は、タイ国籍を有すること、満 30 歳以上であること、省令で定められている規定ないし方法に基づいた、知的財産及び国際取引裁判所の目的や司法上の義務に関する講習を受けた者であること、知的財産及び国際取引に関する知識や専門性を有するといった要件を満たさなければならない<sup>9</sup>。他方、補助裁判官は、IP & IT 法 15 条(5)から(9)において規定される禁止要件に該当してはならないとされる。たとえば、政府の官公吏、政党の委員または職員、国会議員、バンコク議会の行政官又は議員、地方議会の行政官又は議員、検察官、警察官または弁護士にある場合である。

補助裁判官は、任務を開始する前に、知的財産国際取引裁判所所長の面前において、公平に公務を執行し、かつ公務上の秘密を保持することを宣誓しなければならない。補助裁判官の任期は 5 年間であるが、再任されることができる。補助裁判官が事件を審理する場合、結審までの間は審理に参加しなければならないが、疾病その他の理由がある場合はこのかぎりではない。その場合、CIPIT 所長は、その他の補助裁判官をその者の代理として指名するものとする。

合議体は 3 名の裁判官により構成され、そのうち二人は職業裁判官により構成される。残りの一人は、当該問題について専門的知識を有する補助裁判官が担当することができる。裁判所による判決又は命令は多数決による<sup>10</sup>。

## C. 弁護士

原則として、タイにおいて法律関係の業務を行う者の資格は、1985 年弁護士法において、「弁護士として登録され、かつタイ法律協会にから、免許の発行を受けている者」として定義されている弁護士である。弁護士は法廷弁護士と事務弁護士とに分けられてはならず、また、日本またはアメリカ合衆国におけるような司法試験に合格することも必要とされていない。タイ法律家協会は、1985 年に法律に基づいて設立され、その構成員の活性化、教育そして監督をするものとして機能している。タイ法律家協会の構成員になるためには、申請人は一定の教育上の必要条件を満たし、かつ弁護士法で定義される弁護士としての資格を有しなければならない。タイ法律家協会の構成員資格を得るために必要な教育の必要条件とは、申請人が法学の学士号(LL.B)、または準学士号あるいは学士号に等しい法律に関する証明書を獲得していることである。タイ法律協会から弁護士の免許の登録を受け

<sup>8</sup> See The Central Intellectual Property and Intellectual Property Court, *Judges*, (visited 2 December 2005)

[http://www.geocities.com/cipit\\_ejournal/organization/judges/jus-en.HTML](http://www.geocities.com/cipit_ejournal/organization/judges/jus-en.HTML)

<sup>9</sup> 知的財産国際貿易裁判所設置法第 15 条参照

<sup>10</sup> 同上 19 条参照

てそれ取得するためには、ほとんどの候補者は、職業上の倫理や弁護の基本原則そして法律の専門性についての研修を修了していなければならない。研修の課程は、通常、2つの期間に分けられる。最初の期間において、候補者は、少なくとも90時間以上の事例処理の理論と職業上の倫理について学ばなければならない。2番目の期間において、候補者は少なくとも6カ月の間、資格を有する法律事務所において、修習をしなければならない。1年以上の間、法律事務所実習生を行い、かつタイ法律協会の理事会によって指定された試験に合格した候補者については、研修課程の例外が認められる。しかし、実務では、いくつかの法律事務所が、とりわけ知的財産権の分野について、照準を合わせ、研修を行っている<sup>11</sup>。

特許法と商標法は、出願人に対して、出願人を代理する特許または商標の代理人を指定することを要求していない。実際には、申請者自ら登録出願を申請することもできる。しかしながら、特許取得の権利の管理を容易にするため、DIPは特許弁理士の登録についての告示を公表している。当該告示において要件とされる特許弁理士の資格は次の通りである<sup>12</sup>。

- (1) 学士号または自然科学、工学、建築学、法律の分野における学士号またはそれに相当するもの、および、12以上の科目の履修単位を有する基礎課程としている自然科学に関する研究を要求としているその他の学士号を有する大卒者であること
- (2) DIPにより指示された特許法に関する研修と実習を合格したこと

#### D. 知的財産訴訟

CIPIT 裁判所の統計によると、最も重要な三つの知的財産権 (IPR) 訴訟は、商標権、著作権および特許権に関するものである。著作権の侵害は、著作権者の排他的権利に対する直接的になされる。

一般的には、各々またはすべての排他的な諸権利が著作権者の許諾なし他人により行使される場合に侵害が発生する。1994年著作権法は、二つのレベルの侵害について規定している。すなわち、直接侵害 (27-30条) および間接侵害 (31条) である<sup>13</sup>。直接侵害は、著作権者の有する排他的権利の行使と同じ方法により、許諾を得ていない者が保護された著作物について行為を行う場合である。直接侵害の一般的な規定は第27条である<sup>14</sup>。他方、

---

<sup>11</sup> See Charumun Sathitsuksomboon, *Thailand's Legal System: Requirements, Practice, and Ethical Conduct* (visited 30 November 2005) [http://www.tillekeandgibbins.com/Publications/pdf/thailand\\_legal\\_system.pdf](http://www.tillekeandgibbins.com/Publications/pdf/thailand_legal_system.pdf)

<sup>12</sup> See Dhajjai Subhapholsiri, *Intellectual Property System of Thailand*, 168 (2001).

<sup>13</sup> World Intellectual Property Organization, *supra* note 3, at 82.

<sup>14</sup> 1993年著作権法 (B.E. 2537) 27条参照

「第27条 この法律に基づき著作権を有する著作物に対して、第15条の(5)による許可を得ないでつぎの行為を行ったとき、著作権の侵害とする。

- (1) 複製し又は改変すること
- (2) 公衆に伝達すること」

間接侵害は、一定の行為が、直接侵害から派生した物に関してなされた場合に生じるものであり、31条に規定される<sup>15</sup>。

商標については、登録商標および周知商標の保有者は、侵害者に対して訴訟を提起することができ、また、以下の救済を得ることができる。すなわち、民事賠償、侵害者による商標使用の停止、侵害された商標が付されている商品の押収である。さらに、商標権者は、商標または標章が、他の商品分類に関して、他人により登録された場合、その抹消を求める訴訟を提起することができる場合がある。刑罰的制裁として、商標に関する犯罪者の処罰について定める2つの法律がある。1991年商標法と刑法である<sup>16</sup>。未登録の商標について権利を有する者は、パッシング・オフの方法により他人が自己の商標を使用している場合には、民事訴訟を提起することができる場合がある。

著作権および商標権に関する訴訟と同様に、タイにおける特許権についても、刑事訴訟および民事訴訟あるいはその双方について、権利を執行することができる。法律が規定する民事救済は、損害賠償金、侵害の差止め命令および更なる侵害の禁止命令を含む。同時に、特許に関する排他的権利についての許諾を得ない行為に対しては、刑事上の犯罪行為

---

<sup>15</sup> 同上31条参照。

「第31条 他人の著作権を侵害したことを知っていたか、知っていたと思われる理由がある者が、その著作物に対して商業を目的として次の行為を行ったとき、著作権の侵害と看做す。

- (1) 販売、販売のため所有し、販売を申し込み、貸し、貸すことを申し込み、割賦で売り、割賦で売することを申し込むこと
- (2) 公衆に伝達すること
- (3) 頒布して著作者に損害を与えること
- (4) タイ国内に持ち込み又は輸入の注文をすること”

<sup>16</sup> See World Intellectual Property Organization, Background Reading Material on the Intellectual Property System of Thailand WIPO Publication No 686/TH(E) 1993, p.54-55.

1991年商標法における刑事犯罪に関連した最も重要な項目は次のものである。

「第108条

タイで登録されている他人の商標、サービスマーク、証明標章又は団体標章を偽造した者に対しては、4年以下の禁固若しくは40万バーツ以下の罰金又はその両方を科する。

第109条

タイで登録されている他人の商標、サービスマーク、証明標章又は団体標章を、当該他人の商標、サービスマーク、証明標章又は団体標章であるかの如く公衆を欺瞞するために模倣した者に対しては、2年以下の禁固若しくは20万バーツ以下の罰金又はその両方を科する。

第110条

- (1) 第108条に基づいて偽造した他人の商標、サービスマーク、証明標章若しくは団体標章を付した製品、又は第109条に基づいて模倣した他人の商標、サービスマーク、証明標章若しくは団体標章を付した製品をタイに輸入し、頒布し又は頒布のため所持する者、又は
- (2) 第108条に基づいて偽造した他人のサービスマーク、証明標章若しくは団体標章を使用して、又は第109条に基づいて模倣した他人のサービスマーク、証明標章若しくは団体標章を使用してサービスを提供し又はサービスの提供を申し出る者に対しては、それらの条文で規定した通り罰する。」

ともなる。特許製品を許諾なく製造し、使用し、販売し、販売のため所持し、販売のため供給し、または輸入した場合、2年以下の禁固、又は40万バーツ以下の罰金、又はその両方を科すものとされている<sup>17</sup>。

現在のタイのIP制度では、利用可能な3つの救済策がある。第一に、知的財産権の保有者は、民事賠償を得るために民事訴訟を起こすことができる。知的財産権の保有者は、CIPIT裁判所による仮差止命令を得ることにより、緊急的な救済策を求める権利も与えられている。さらに、知的財産権の保有者は、自分自身で、または検察官を通して、侵害に対する刑事訴訟を起こすことができる。

### (1) 民事訴訟

知的財産権の保有者は、1994年著作権法、1991年商標法、1979年特許法その他の知的財産関連法により規定される知的財産権の侵害行為に対して、CIPIT裁判所に対して民事事件を提起することができる。民事訴訟において裁判所が通常原告に与える救済策は、原告によって証明された損害額の付与、または侵害の差止め命令である。

### (2) 仮差止命令

Anton Piller命令に類似する、仮差止または予防差止は、知的財産権侵害に関する最も重要な救済の一つである。申請者は、1994年著作権法65条、1991年商標法116条、1979年特許法77条その他の知的財産関連法に基づき、裁判所による侵害の差止めの命令を求めることができる。申請者は、一応の証明がある事件であることを立証する事実と、裁判所においてこのような命令を与えることが適当であると思慮するために十分な理由を述べなければならない。申請には、申請内容を立証するため、目撃者による申請の内容たる原因の事実を認める供述も含むべきものとされる<sup>18</sup>。

こうした申請を考慮した場合に、裁判所がかかる申請に許可を与えるために十分な理由があるとともに、申請とそれが提出された時間に合理的な根拠がある場合には、CIPIT裁判所は申請に許可を与えるべきものとされている。さらに、裁判所は申請者の受けた損害の性質が、金銭による原状回復その他の形式の補償では回復できないようなものであること、あるいは、将来被告となるべき者が申請者に対して、損害額を賠償する状態にないこと、あるいは、将来被告となるべき者に対して後日権利執行を行うことが困難である可能性があることを審査する<sup>19</sup>。

### (3) 刑事訴訟

タイのすべての知的財産関連法は、権利執行の重要な部分として、刑事上の制裁について定めている。刑事上の制裁を実施するために、知的財産権の保有者はCIPIT裁判所に対して直接に訴訟を提起するか、あるいは、警察に対して知的財産権侵害を告発することができる。後者の場合、警察は捜査をした上で、事案を検察官に移送することができる。捜

---

<sup>17</sup> 1979年特許法85条参照

<sup>18</sup> 1997年知的財産国際貿易事案に関する規則

<sup>19</sup> 同上規則13条参照

査の過程において、警察は、告発された者を逮捕したり、非合法の著作物または製品を捜索し、押収したりすることができる。現在、著作権侵害は、和解が可能な犯罪とされており、終局判決に至るまでの間であればいつでも訴訟を放棄することができる。従って、著作権者は、犯罪の事実及び犯罪者を知ってから3ヶ月の間、刑事訴訟を提起するか、または警察への告発しなければならない。しかしながら、権利者が警察に通報した場合、裁判所に対する訴訟提起の期限は、犯罪の事実があった日から5年間となる<sup>20</sup>。

## E. 統計値と比率

知的財産権の権利執行について、民事訴訟手続きを有利にするために考慮されている幾つもの事柄がある。たとえば、次のようなものである<sup>21</sup>。

### (1) 立証責任

他の国々で採用されているのと同じように、タイにおける刑事訴訟も合理的な疑いを超える立証の責任を要件としている。

民事訴訟の原告の場合と異なり、刑事訴訟の検察官又は原告は、例えば故意に関する問題のように、犯罪を構成するのに必要なあらゆる事実に関する合理的な疑いを超える程度において、知的財産権の有効性と侵害の事実について立証しなければならない。刑事訴訟における立証の基準を満たすために、検察官は侵害者が係争物たる著作物又は商品が有効な知的財産権の対象となっており、侵害者が許諾なしに複製あるいは侵害行為をしていることを立証するだけでなく、検察官は、被告人が自己の行為が知的財産権の侵害を構成していることを知っていたこと、あるいは少なくとも、自らの行為が知的財産権侵害を構成する可能性が高いことを知っていたことも立証しなければならない。刑事事件における立証の基準、証拠の要件と、人的資源の欠如の結果、タイにおいて訴追される大部分の知的財産権の侵害者は、侵害のレベルとして低い者である場合が多い。

### (2) 訴追コスト

知的財産権の刑事訴追に関するコストは、通常厳格な立証基準、厳格な証拠要件、高度な技術的要件のために、高くなることが多い。知的財産権の保有者によってなされる民事訴訟から、刑事訴訟へのシフトすることは、すべての捜査と訴訟のコストを政府に対して移すものである。

### (3) 処分権の喪失

知的財産権の保有者が、検察官による刑事訴訟手続きを選択した場合、権利者は事案を処分する権限を失うことになる。検察官が、事件としない場合もある。検察官が事件とされるかどうかを判断するためには、例えば、限りある資源、より厳格な立証の基準、一応

---

<sup>20</sup> 刑法 95 条参照

<sup>21</sup> See Jumpol Pinyosinwat, *Criminal Enforcement of IPR: The Problem of "Over-Criminalization"?*, The IP&IT Law Forum: Special Issues 2003, 60-91 (2003).

の証拠の欠如、民事紛争にある企業によりうまく利用されることに対する用心といったような多くの根拠が存在する。そのため、検察官は、知的財産権の保有者とは異なる判断をする場合もある。処分権の喪失は、たとえば、情報に関する秘密のようなその他の問題も引き起こす。多くの知的財産権の領域では、情報の秘密を含んでいる。とりわけ、営業秘密やノウハウの領域がそうである。刑事裁判で、知的財産権の保有者は捜査および裁判手続きにおいて、情報を公開しなければならない場合がある。より厳格な立証基準と刑事被告人の権利を保障するために、審理の際には、被告人の防御に関連する情報を公開する義務が要求されることになる。実際は、この欠点は、知的財産権の保有者の状況に関して不利となる主要な不利益となる場合があるだろう。

にもかかわらず、民事訴訟、仮差止命令および刑事訴訟がある場合に、タイの知的財産権の保有者は、多くの場合、刑事制裁を執行する方向へ向かう。このような実務の状況に最も影響力を有した動機となったのは、DIP による振興と宣伝である。DIP は、商業省に属する部局であるが、刑事上の制裁が知的財産権の侵害に対処するための唯一の効果的な手段であると考えたため、何年もの間、タイにおける知的財産権の権利執行システムにおいて、刑事的制裁を幅広く使用することを促進してきたのである。結果として、タイにおける知的財産権に関する刑事事件の数は、他の国の場合と比較して、非常に高い。具体的に言えば、CIPIT 裁判所での刑事訴訟の数は、1998 年から 2005 年までの間、各々の年の全ての知的財産権関連事案のおよそ 95% を占めてきた。

表 1 と表 2 の統計において、表 1 は、1998 年の新受件数 1733 件から、2005 年の新受件数 5000 件以上へと、知的財産関連事案の数が増加していることを示している<sup>22</sup>。表 1 は、著作権、商標権および特許権に関する訴訟の民事事件および刑事事件の数も示しているが、刑事事件の数が民事事件の数よりも圧倒的に多いことが示されている。著作権と商標権に関する紛争は CIPIT 裁判所に係属した事件数の大部分を占めている。商標関連事案の数は、知的財産権関連事案の数の最も多くを占めてきたが、著作権関連事案の数が増加しており、2004 年と 2005 年でみると新受件数の最も多くを占めている。著作権および商標権と比較して、特許関連事案の数は、刑事および民事事件の双方において、非常に少なく推移してきている。表 2 は、営業秘密、ライセンス契約、刑法に基づく知的財産権侵害を含むすべての知的財産訴訟に関する民事および刑事事件の数を示している。この表は、民事事件と CIPIT 裁判所における民事事件と刑事事件の新受件数の比率も示している。

---

<sup>22</sup> See The Central Intellectual Property and International Trade Court, *Judicial Statistics*, (visited 3 December 2005) [http://geocities.com/cipit\\_estat/index.html](http://geocities.com/cipit_estat/index.html)

CIPIT 裁判所は 1997 年 12 月 1 日に設立されたが、最初の 1 ヶ月は管理組織と創立関連業務に費やされた。そのため、最初の 1 ヶ月には、知的財産関連事案はない。知的財産権事案の実際の数 は 1998 年のはじめから集計したものである。

表1 知的財産権新受件数統計（分野別）

年	1997-2004	2002	2003	2004	2005(1-11月)
全ての知財権事案	22,806	3,739	4,174	5,566	5,287
著作権(民事)	157	23	19	29	34
著作権(刑事)	9,083	1,214	1,846	2,793	2,709
商標権(民事)	560	83	99	83	84
商標権(刑事)	12,682	2,350	2,134	2,545	2,385
特許権(民事)	105	28	7	35	22
特許権(刑事)	74	18	19	13	12

表2 知的財産権新受件数統計（比率）

年	全知財事案	民事事件	刑事事件	刑事事件の比率
1998	1,733	90	1,643	94.81 %
1999	1,791	70	1,721	96.09 %
2000	2,243	102	2,141	95.45 %
2001	3,390	138	3,252	95.93 %
2002	3,739	157	3,582	95.80 %
2003	4,174	173	4,001	95.86 %
2004	5,566	212	5,354	96.19 %
2005(1-11月)	5,287	174	5,113	96.71 %

・知的財産権の権利執行に関する現在の課題

#### A. 民事上の賠償額

民事事件において、知的財産権侵害事件の原告は、特定の額の賠償金を求める場合が多い。裁判所は、原告が事件において立証しうる場合の合理的な額の損害、または裁判所が事案毎に適当と認める、合理的な額の損害民事上の賠償額は、一定の知的財産関連法には特に規定されており、利益の喪失及び原告が権利を執行するために訴訟にかかる費用を含めたものとなっている。

1994年著作権法64条は次のように定めている。

「著作権者又は実演家の権利侵害があったとき、裁判所は利益喪失及び訴訟にかかる費用を含めての損害の程度を勘案して、著作権者又は実演家の権利を有する者がその権利に従って執行するための費用も含め、侵害者が著作権者又は実演家の権利を有する者に対して損害賠償をするよう命令することができる。」

1979年特許法77条の3は次のように定めている。

「第 36 条、第 63 条、又は第 36 条を準用する第 65 条の 10 に基づく特許又は小特許の所有者の権利を侵害する行為があった場合、裁判所は、侵害人に対し、裁判所が逸失利益及び特許又は小特許の所有者の権利行使に必要な費用等の損害の度合いを斟酌して妥当と判断する金額を損害賠償として特許又は小特許の所有者に支払うよう命じる権限を有する。」

実務において、知的財産権侵害の事案で損害額を算定することの難しいのは、特に原告によって、損害額の立証がないことによる。一般的には、当該請求は一定の損害額の主張として特定されているのだろうが、弁護士が損害額の主張を立証するための十分な証拠を提出していないのである。一定の事案では、当事者は裁判所によって審理されることになる自己の財務上あるいはマーケティングの情報を開示することをためらう場合もある。証拠が完全でない場合には、裁判所は、裁判所が適切であると考えた損害の額を算定し、命じなければならない。結果としていえるのは、当事者が、特に損害賠償額の算定に関して、立証をする必要性を認識しなければならないということである。

## B．特許の無効と商標の取消し

要件のすべてを満たしていない特許権または特許出願は、有効なものではないとされるべきである。何人も、かかる無効をどのような場合についても主張することができ、または、利害関係人あるいは検察官は、かかる特許の取消を裁判所に請求することができる。特許に関する無効の主張については、1979 年特許法 54 条が次のように定めている。

「第 5 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条又は第 14 条の規定に違反して付与された特許は、無効とする。

何人も、特許の無効について異議を申し立てることができる。

利害関係人又は検察官は、無効特許の取消を裁判所に請求できるものとする。」

CIPIT 裁判所は、出願手続において行政機関によりなされた決定や出願中になされた特許局によるすべての範囲の決定に対して異議を申し立てるための上訴、個人による特許の無効や取消に関する申立て、あるいは特許付与後に行政上の取消に対する上訴を含む、さまざまな種類の特許関連事案を審理することができる<sup>23</sup>。商標については、特定の条件の下で、登録官、商標委員会および裁判所の三つの各当局が登録を取り消すことができる。1991 年商標法 66 条および 67 条は裁判所による二つの類型の主要な取消について規定している。すなわち、

(1) 利害関係人又は登録官は、ある商標が特定の商品又は分類に関して通商上慣用となり、業界又は公衆にとって商標としての性格を失ったことを証明できるときは、当該商標登録の取消を裁判所に請求することができる<sup>24</sup>。

(2) 登録官の商標登録の決定の日から 5 年以内に、利害関係人は、所有者として登録されている者よりも当該商標に関して優先する権利を有していることを証明できるときは、裁判所に当該商標登録の取消を請求することができる<sup>25</sup>。

<sup>23</sup> See Patrick Keyzer, Intellectual Property Rights, Comparative notes on law and practice in Thailand, 43 (1999).

<sup>24</sup> 1991 年商標法 66 条参照

原告によりなされる商標権に関する主張における優先する権利は、原告が当該商標の所有者であり、被告が同一又は類似の標章を登録したよりも前に、かかる標章を使用していたことを理由として認められてきたものであるが、これについては多くの事案が存在する<sup>26</sup>。

## C. 商標の識別性

商標の識別性は、1991年商標法第6条（第7条において更に定義される）に基づいて、商標の3つの要素のひとつとされている<sup>27</sup>。識別性には二つの類型があることが一般的に確立されている。すなわち、固有の識別性と使用により獲得された識別性である。固有の識別性は、商標が作られた当初から存在するものである。固有の識別性があることで、当該商標により、かかる商標が付された商品と他の商品とを市場において区別することができる。他方、もう一つの類型として、使用により獲得された識別性があり、それは商標の現実の使用を通して後から得られた識別性である。商標法は、その規定の中で、両方の類型の識別性について規定している。7条2項は、固有の識別性を有する商標となるための

---

<sup>25</sup> 1991年商標法67条参照

<sup>26</sup> Subhapholsiri, *supra* note 12, at 77. Also see Supreme Court Decision No 6765/2003, (visited 2 December 2005) [http://www.21coe-win-cls.org/rclip/db/search\\_detail.php?cfid=86](http://www.21coe-win-cls.org/rclip/db/search_detail.php?cfid=86), Supreme Court Decision No 2108/1995 (visited 2 December 2005) [http://www.21coe-win-cls.org/rclip/db/search\\_detail.php?cfid=13](http://www.21coe-win-cls.org/rclip/db/search_detail.php?cfid=13)

<sup>27</sup> 1991年商標法6条および7条参照

「第6条

登録できる商標とは次に該当するものをいう。

- (1) 「識別性」のある商標
- (2) 本法に基づき禁止されていない商標
- (3) 他人が登録した商標と同一又は類似でない商標

第7条 「識別性」のある商標とは、公衆又は商品の消費者にその商標を有する商品を他人の商品と異なると認識させることができる商標である。

識別性のある商標とは、少なくとも次の一に該当するものをいう。

- (1) 通常の表記に依らない個人の姓名、特別な態様で表示された法人名又は商号
  - (2) 商品の性質又は品質について直接言及せず、かつ地理的名称でない、大臣の告示により定められる語
  - (3) 特定の様態で表示された色彩の組合せ、創作された文字、数字又は造語
  - (4) 登録出願人の署名、出願人の業務における前任者の署名、又は他人で同意を得た者の署名
  - (5) 出願人の肖像、又は他人で同意を得た者の肖像、故人である場合は、その者の直系尊属、直系卑属及び配偶者より同意を得たもの
  - (6) 創作された図形
- (1)又は(2)に該当しない名称及び語が大臣の告示による規則に従って広範に販売又は広告した商品に関して商標として使用され、その規則を遵守している証拠がある場合は、その商標は識別性があるとみなす。」

要素について定めている。7条3項は、使用により獲得された識別力に関する原則について規定している。固有の識別性を有しない名前、語又はステートメントは、大臣の告示による規則に従って広範に販売又は広告した商品に関して商標として使用されている場合で、その規則を遵守している証拠がある場合には、その商標は識別性があるとみなされる。

#### D．新著作権法の法案

DIP は新著作権法の法案の二つの草案を提出し、現在国会において審議している。これらの新しい法律について考慮されるべき幾つもの問題があるが、ある部分は、刑事制裁、徴収団体およびFTAにおける義務に関するものである。

刑事罰はこれらの法案の最も重要な問題の一つであり、未だ討議がなされている。TRIPs協定61条および米国の法律にあるような侵害の規模による区別にしたがって、刑事罰を再編成するという考え方を支持している。この考え方は、大規模な侵害には厳しい罰則をあたえるが、小規模の侵害にはより緩やかな罰則を設けるとするものである。小規模の侵害も含めて、すべての規模の侵害について刑事罰を強化し、厳しいものとすべきとする提案も若干は存在する。徴収団体の制度を設立することは、DIPが検討してきた事柄である。実際、DIPはタイにおいて望ましい徴収団体に関する事前の調査研究を実施した。その調査研究では、徴収団体の権限と利用者の妥当な利益とを調整するために、徴収団体の権利および義務を統制する特別の法律が必要であることを支持している。この新しい法律は、現行著作権法に従って著作権のある著作物の使用のと実演家の権利の使用に関する使用料の徴収について規定するとしている<sup>28</sup>。これは、すべての利益団体と公衆のために公正でバランスのとれた制度を設計するために、公平な認識と適切な理解に基づいて検討しなければならないDIPの主要な課題である。

さらに、タイがいくつかの国との間で締結し交渉している自由貿易協定(FTA)と関係するもの多数の課題があり、例えば、税関での取締りのような、知的財産権の権利執行に関わる問題である。

#### E．日本の関係者における考慮事項

タイにおける知的財産権紛争に関する司法上の手続きに関わる場合に、日本の関係者において考慮しておくべき幾つかのことがある。第一に、知的財産権の問題に専門性を有する資格のある弁護士を見つけることである。タイでは、Cで既に述べたように、知的財産権に関わる弁護士のための特別な免許制度は存在しないし、CIPIT裁判所における手続きは他の裁判所における手続きと異なっているため、当事者にとっては、知的財産訴訟に十分な能力を有する資格のある弁護士を選任することが大変重要なことになる。第二に、CIPIT裁判所は、専門化された裁判所であり、裁判所における手続きに関して幾つかの利点がある。例えば、すべての裁判官と補助裁判官は、Bで述べたように、しっかりとした経験を有しており、知的財産権または国際貿易の分野のいずれかの領域について訓練を

<sup>28</sup> Subhapholsiri, *supra* note 12, at 167.

受けているし、CIPIT裁判所での訴訟手続きは、裁判所規則の規定により、迅速で効率的に行われる。大部分の事案において、これらの利点は当事者に対して、効果的かつ効率的な結果をもたらしている。更に、CIPIT裁判所は、知的財産権の権利執行システムを調和するための情報を共有し交換するために、幾つもの国際機関や諸大学との間で国際的な協力関係を広げてきた。幾つかの意義深い企画には、アジアにおけるプロジェクトとしての知的財産権の紛争事例に関する英文データベースが含まれている。このプロジェクトは、東京の早稲田大学にある知的財産法制研究センター(RCLIP)によって開始したものである<sup>29</sup>。他の主なプロジェクトは、共有する欧州特許庁とCIPITとの間の協力関係により、2004年に設立され、国際セミナー、ディスカッション、シンポジウムを通して知的財産権の権利執行に関する情報を共有することに焦点をあてた、知的財産権研究センターである。専門化された特徴や諸プログラムはすべて、あらゆる当事者が裁判所における公正な訴訟手続きを理解し、利用するために、よりよい環境を提供するものである。第三に、知的財産権の権利執行についての異なるアプローチである。のDおよびE、のA、BおよびCにおいて述べたように、タイにおける知的財産権の保有者は、刑事上の制裁を、知的財産権の権利執行に関する主要なものとして適用してきている。こうした実務は、日本の当事者や他の西欧の当事者に対して、ある程度混乱した手続きをもたらすことになるだろう。しかしながら、民事上の権利執行と損害の主張に関する法律は、機能しているし、迅速でもある。各当事者は、より優れた、より効果的である結果を得るために、民事訴訟を利用することができる。のAにおいて指摘した損害額の立証がないことの問題点は、重要な問題として捉えられるべきである。

さらに、のDで指摘した Anton Piller 命令に類似する仮差止めあるいは予防差止め、知的財産権の侵害に対するその他の重要な救済策である。とりわけ合衆国または英国の当事者のような、仮差止め命令に詳しい当事者は、知的財産権の権利執行を行うための効果的な手段のひとつとして差止め命令を利用することができる。

以上

訳者付記：

タイ法令の日本語訳文については、以下より引用した。

- ・ (社)日本国際知的財産保護協会編 『外国工業所有権法令集 13 巻』
- ・ S&I International Bangkok Office Co., Ltd.の WEB に公開されている邦語訳。URL アドレス (2006年3月15日現在) : <http://www.s-i-asia.com/company-profile-in-JPN.htm>

---

<sup>29</sup> このプロジェクトは、日本を含むアジア地域における知的財産権事件(判例)英文データベースを発展させることを目的としている。プロジェクトでは、アジア諸国の学者や実務家との協力関係により判例を英語に翻訳することとしている。知的財産権のデータベースについては、インターネットを通して以下のウェブサイトからアクセスすることができる : [http://www.21coe-win-cls.org/rcclip/db/search\\_form.php](http://www.21coe-win-cls.org/rcclip/db/search_form.php)